

基本的な考え方

いじめは決して許される行為ではありません。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを我々教職員は強く認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない、笑顔と思いやりがあふれる学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

いじめとは【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

こんなことがいじめにあてはまります【いじめの態様】

- ひやかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - お金や物をたかられる。
 - 嫌なことやはずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等（悪口、からかい、ばかにするなど）の嫌なことをされる。など
- なかまはずれ、集団による無視をされる。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- （国「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

* けんかやふざけ合いであっても、相手がいじめられていると感じれば、いじめになります。

* 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当します。

（「山形県いじめ防止基本方針」より）

いじめ防止等に関わる基本姿勢

- 1 わかる・できる授業づくり、一人一人を活かす教育活動の充実、保護者や地域との協力体制を構築し、子どもたちが安心して楽しく生活できる学校づくりに取り組みます。
- 2 いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く認識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し、情報共有を大切にしながら迅速かつ丁寧に対応していきます。
- 3 いじめを絶対許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組んでいきます。
- 4 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的にアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて一人一人の状況把握に努めます。
- 5 大泉小教職員は、子どもが主体となっていじめのない学校を創ろうとする意識を育むため、子どもの発達段階に応じた「いじめを防止するための取り組み」ができるよう指導・支援していきます。
- 6 いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進めます。

いじめの未然防止

キーワード【居場所づくりと絆づくり】

- （１）児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

 - ・学習指導の充実（規律・わかる授業づくり）
 - ・月１回の児童理解研修の実施、心のアンケートやQ-Uテストを活用した児童理解と個への対応
- （２）学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

 - ・規範意識、思いやりの心、命を大切する心の醸成
- （３）学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進
- （４）縦割り活動、交流活動・体験活動による自己有用感・自己肯定感の育成
- （５）児童会の主体的な活動の推進
- （６）教員の資質能力の向上

 - ・担任力（学習指導力・生徒指導力・特別支援教育力）
- （７）PTA組織を生かした取り組みの推進

 - ・家庭教育における規範意識の醸成
 - ・ネット使用ルールづくり

いじめの早期発見

- （１）児童との信頼関係づくり

 - ・何でも話せる雰囲気づくり・関係づくり
 - ・積極的・意図的な声かけ、共感的理解
- （２）日々の観察

 - ・健康観察　・休み時間の巡回指導
- （３）自学ノート・連絡帳の活用

 - ・担任と子ども・保護者との信頼関係づくり
- （４）教職員の情報共有

 - ・毎週１回の児童情報交換　・報告・連絡・相談の徹底
- （５）教育相談体制の整備

 - ・相談窓口の設置　・スクールカウンセラーの活用

教育相談週間
- （６）定期的な調査、アンケート

 - ・心のアンケート（３回）・いじめアンケート（２回）
- （７）家庭・地域とのコミュニケーション

 - ・普段からコミュニケーションを密にしておく。

いじめへの対応

- ◇「学校いじめ防止対策委員会」を招集し聴き取り調査を行う等、情報の収集に努め事実確認を行います。

◇いじめられた児童や通報した児童の安全を確保します。

◇当該児童の保護者や市教育委員会に速やかに連絡・報告します。

◇「学校いじめ防止対策委員会」において、対策等の検討、策定を迅速に行い、組織的に対応を進めていきます。

《学校いじめ防止対策委員会》

- ◇校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

*必要に応じ、担任、スクールカウンセラー等も入る

重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

【重大事態への対処】

- 速やかに教育委員会に報告し、協議の上、「いじめ対応委員会」を設置します。

○事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供します。

○調査結果を教育委員会に報告します。

○調査結果を踏まえた必要な措置（保護者の説明・謝罪等）を行います。

○再発防止に向けた取り組みを行います。